

令和3年4月21日

各 位

帝京第五高等学校

剣道部総監督の不祥事にかかる「解雇」処分について

帝京第五高等学校を運営する学校法人帝京科学大学は、第三者委員会の調査で剣道部総監督男性（61）が誕生日に合わせ部員から現金を受け取っていたことは『教員の適格性に欠ける』として令和3年4月16日（金）付けで当人を「解雇」いたしました。

知・徳・体の調和のとれた生徒の育成を目指している教育機関にありながら、このような不祥事を惹起いたしましたことを教職員一同厳粛に受け止め、深く反省しております。また、保護者の皆さま、関係者の皆さまに対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて衷心よりお詫び申し上げます。

記

1、事案の概要

令和2年1月に一部の報道機関で剣道部総監督の問題行動を指摘されたことを受け、令和2年4月に第三者委員会を設置いたしました。第三者委員会の調査で剣道部総監督が自身の誕生日に合わせて、剣道部のキャプテンが部員から集めた現金あわせて14万5千円を受け取っていたことが確認されました。さらに調査を進める中で、剣道部を支援する団体の会費や分担金に応じない卒業生や保護者に対し督促連絡をしたり、強制的な集金への苦情に対して圧力をかけるなどの問題も報告されました。また、これらの団体から総監督に交付された現金について清算が確認されない不明朗な会計処理があったことも指摘されました。

2、人事処分等

剣道部総監督が誕生日祝いとして受け取った現金の額は、社会的儀礼の範囲を超えており教育上ゆゆしき問題であります。このような行為が教育者としての適格性に欠けることから剣道部総監督を令和3年4月16日（金）付けで「解雇」いたしました。

3、再発防止策について

この度の第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、コンプライアンス（法令順守）の再徹底を図るとともに、内部管理体制の一層の充実・強化に取り組み、学校運営の健全化に向けて全教職員が一丸となり信頼回復に努めてまいります。

4、その他

今回の事で教育活動に支障がないよう、生徒や保護者に対して個別に問い合わせることなどはご遠慮いただき、人権へのご配慮についてお願い申し上げます。

以上